

平成 20 年

赤平市議会第 1 回定例会会議録 (第 3 日)

3 月 13 日 (木曜日) 午後 1 時 00 分 開 議
午後 2 時 55 分 散 会

○議事日程 (第 3 号)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 諸般の報告
- 日程第 3 平成 20 年度市政執行方針演説に
対する一般質問
4. 穴 戸 忠 議員
5. 五十嵐 美 知 議員
- 日程第 4 議案第 92 号 平成 20 年度赤
平市一般会計予算の質疑
- 日程第 5 議案第 93 号 平成 20 年度赤
平市国民健康保険特別会計予算の
質疑
- 日程第 6 議案第 94 号 平成 20 年度赤
平市老人保健特別会計予算の質疑
- 日程第 7 議案第 95 号 平成 20 年度赤
平市後期高齢者医療特別会計予算
の質疑
- 日程第 8 議案第 96 号 平成 20 年度赤
平市土地造成事業特別会計予算の
質疑
- 日程第 9 議案第 97 号 平成 20 年度赤
平市下水道事業特別会計予算の質
疑
- 日程第 10 議案第 98 号 平成 20 年度赤
平市霊園特別会計予算の質疑
- 日程第 11 議案第 99 号 平成 20 年度赤
平市用地取得特別会計予算の質疑
- 日程第 12 議案第 100 号 平成 20 年度赤
平市介護サービス事業特別会計予
算の質疑
- 日程第 13 議案第 101 号 平成 20 年度赤

平市介護保険特別会計予算の質疑

- 日程第 14 議案第 102 号 平成 20 年度赤
平市水道事業会計予算の質疑
- 日程第 15 議案第 103 号 平成 20 年度赤
平市病院事業会計予算の質疑

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 諸般の報告
- 日程第 3 一般質問
- 日程第 4 議案第 92 号 平成 20 年度赤
平市一般会計予算の質疑
- 日程第 5 議案第 93 号 平成 20 年度赤
平市国民健康保険特別会計予算の
質疑
- 日程第 6 議案第 94 号 平成 20 年度赤
平市老人保健特別会計予算の質疑
- 日程第 7 議案第 95 号 平成 20 年度赤
平市後期高齢者医療特別会計予算
の質疑
- 日程第 8 議案第 96 号 平成 20 年度赤
平市土地造成事業特別会計予算の
質疑
- 日程第 9 議案第 97 号 平成 20 年度赤
平市下水道事業特別会計予算の質
疑
- 日程第 10 議案第 98 号 平成 20 年度赤
平市霊園特別会計予算の質疑
- 日程第 11 議案第 99 号 平成 20 年度赤
平市用地取得特別会計予算の質疑
- 日程第 12 議案第 100 号 平成 20 年度赤

平市介護サービス事業特別会計予算の質疑

日程第13 議案第101号 平成20年度赤平市介護保険特別会計予算の質疑

日程第14 議案第102号 平成20年度赤平市水道事業会計予算の質疑

日程第15 議案第103号 平成20年度赤平市病院事業会計予算の質疑

教育委員会委員長 田口敏弘君

監査委員 小椋克己君

選挙管理委員会委員 長 壽崎光吉君

農業委員会会長 野村 繁君

副市長 浅水忠男君

総務課長 町田秀一君

地域対策課長 伊藤寿雄君

兼財政課長

税務課長 吉村春義君

市民生活課長 栗山滋之君

社会福祉課長 伊藤嘉悦君

介護健康推進課長 實吉俊介君

産業課長 菊島美時君

建設課長 熊谷 敦君

上下水道課長 横岡孝一君

会計管理者 下村信磁君

消防長 中村高庸君

市立赤平総合病院

事務長 斉藤幸英君

教育委員会 教育長 渡邊敏雄君

” 教育課長 目黒雅晴君

監査事務局長 保田隆二君

選挙管理委員会事務局長 町田秀一君

農業委員会事務局長 菊島美時君

○本会議事務従事者

議会事務局長 福島賢一君

” 庶務係長 野呂律子君

” 議事係長 渡邊敏一君

順序	議席番号	氏名	件名
4	4	宍戸 忠	1. 市政執行方針について 2. 教育行政執行方針
5	1	五十嵐美知	1. 市政執行方針について 2. 教育行政執行方針

○出席議員 10名

- 1番 五十嵐 美 知 君
- 2番 若 山 武 信 君
- 3番 谷田部 芳 征 君
- 4番 宍 戸 忠 君
- 5番 林 喜代子 君
- 6番 北 市 勲 君
- 7番 太 田 常 美 君
- 8番 植 村 真 美 君
- 9番 獅 畑 輝 明 君
- 10番 鎌 田 恒 彰 君

○欠席議員 0名

○説明員

市長 高尾弘明君

(午後 1時00分 開 議)

○議長(鎌田恒彰君) これより、本日の会議を開きます。

○議長(鎌田恒彰君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長において、4番宍戸忠君、6番北市勲君を指名いたします。

○議長(鎌田恒彰君) 日程第2 諸般の報告であります。

事務局長をして報告いたさせます。

○議会事務局長(福島賢一君) 報告いたします。

本日の議事日程につきましては、第3号のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は全員出席であります。

以上で報告を終わります。

○議長(鎌田恒彰君) 日程第3 昨日に引き続き平成20年度市政執行方針演説に対する一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問順序4、議席番号4番、宍戸忠君。

○4番(宍戸忠君) [登壇] 質問いたしますので、よろしく願いいたします。

1、市政の執行方針についてお伺いいたします。昨年6月、財政健全化法成立による不安をあれとむちで平成20年度を迎える予算となった原因、要因は何かについて。小泉、安倍構造改革、三位一体改革路線が昨年6月、急激な地方公共団体の財政の健全化に関する法律として国会で賛成、自民、公明、民主、国民、反対、共産、社民で成立いたしました。これは、今後7年にわたる赤平市財政健全化計画改訂版、これによって市長は地方自治堅持を明示しています。しかし、地方交付税削減、社会保障大幅後退などによって地方自治破壊、住民の命、暮らし破

壊、破綻へ導くものであって、安心と安全のまちづくりを行政と住民が我慢と辛抱を押し続けるものにならないかであります。

②、国、道による地方交付税削減、産炭基金一括返還、行政対応による財政問題について。赤平市は、人口5万9,000人から今日では1万3,800人。国のエネルギー政策によって石炭産業をつぶされ、急激に過疎化。閉山跡地整備に重大な借金をさせられ、平成17年度末で残高11億4,500万。産炭地特有のものであって、他の自治体ではないものではないか。地方交付税等の削減は、平成11年度と平成18年度比で10億8,000万円。07年9月、空知産炭振興基金借入れがやみ起債として夕張破綻とともに13億5,000万円一括返還は、サラ金取り立て以上のものではなかったのか。また、財政危機は10年前から始まっていたのではないか。前市長時代から深刻化していた赤字の御三家と言われる国保10億、病院26億、花卉園芸公社5億2,500万。国保病院には、必要な繰り入れをしなかった。コショウランの採算見込みなしに14年間貸し出しや補助を続け、我々の警告にも耳をかさなかったことではないか。

③、今日地方自治の立場から、財政健全化法の本質は何かについて。今度の財政健全化法による連結赤字額35億5,000万円、普通会計、国保、病院、水道の連結実質赤字比率77.60%、3月7日現在、に公共料金値上げ、さらなる人件費の削減、事務事業の抜本的見直し、徹底した歳出の削減、税率見直し、増税や歳入確保などを行い、平成20年度において財政再生団体回避を図るというものでありますが、平成20年度の結果において、さらなる人件費の削減、公共料金負担増などで、日本一サービス低く、負担増の夕張をモデルにしないということになるのかどうかお考えをお伺いしたいと思います。市長は、国10億1,600万、道28億円の借金、人的派遣などによって、守りの立場から、それに左右されずに、手薄な病院業務などをお考えのようですが、その姿勢は大事だと思います。住民とともに地方自治、地域医療を守る攻めの姿勢で向かい合っていくのかの違い

によって、これからの赤平を左右する大きな問題になるのではないかと思います。地方自治の堅持をうたっておりますが、地方自治法第1条、地方自治の基本は福祉、これを貫くことができるかどうか、まさに正念場であります。ご見解を求めたいと思います。

市立病院について、④、道の自治体病院の再編、縮小問題の背景と、構造改革、医療改革路線は住民と病院経営に大きな打撃になっていることについて。道の調査では、第1に医師不足46人、平成18年4月から19年8月1日時点、緊急に必要な医師不足数114病院のうち54病院から152名、深刻な医師不足の中で、政府は医療費抑制のために日本に医師は足りていないと1981年医育大学入学定員大幅に削減してこれが根源であります。OECD加盟国平均比、人口1,000人対比3分の2で不足、日本の医師不足は14万人であります。第2に、自治体病院と自治体そのものが大変な財政危機、地方交付税措置削減率が約10.8%、1床当たり交付税、平成10年度59万5,000円、平成18年度48万1,000円、11万4,000円が削減であります。病院の交付税削減は、政府の医療費削減策が根本にあり、三位一体改革以前からあったのであります。平成20年度から実施される財政健全化法では、病院会計など特別会計も合算されて、連結決算で再生団体かを左右するものであります。患者負担増、受診抑制、診療報酬引き下げ、特に自治体病院も民間病院も経営悪化となったものではないかと思いません。診療報酬改定があったら経営にどんな影響があるか、何が問題か判断できる有能な幹部職員配置を三、四年で異動させないことも重要ではないかと思いません。自治体財政危機について道内市町村地方交付税平均、平成10年度と18年度比較で15.7%減、国庫支出金、補助金21.3%減、この8年間で削減されています。地方税も8年間で7%と、さらなる経営悪化も要因ではないかと思いません。病院繰り入れ1億5,000万円、ますます厳しくなるのではないかと思います。

道は、総務省公立病院改革ガイドラインを先取り

して、ガイドラインでは総務省の方針に基づいて、病院改革をやれば財政措置を講ずるというあめとむちになっていないか。例えば病床40床休止の1床当たり48万1,000円交付税措置はなくなり、単年度では40床休止の総額の減収額は幾らか。大きくなるのではないか。平成36年度までに償還年2億5,000万円を考えると、相当厳しく、経営に支障が出ないかであります。4月から始まる世界に例がない75歳以上差別の高齢者医療不安が高まっている後期高齢者医療制度で、包括医療や受診抑制、診療報酬など減収にならないか。お年寄りを終えんに追いやるこの制度の廃止を国に市長が要望することはできないか。国の削減計画から、維持の療養病床単価のランク低下になるのではないか。市長が先頭になって、病院改革と住民の命綱、病院を守るために医療関係機関や住民に対して実態を訴えて協力を得ること、医師、看護師確保に全力を挙げる。医大などでは、全部医師不足であります。勤務医の過酷な勤務、医療補償問題、救急医療の赤字、特にけがによる即対応のための整形外科固定医師確保は住民の安心対策の上からも内科、外科とともに最重要ではないかと思いません。透析医療増設で、病院健全化計画に経営効果はどのぐらいになるのか。繰り入れ1億5,000万円、人件費削減、事務経費縮減などを行っても相当厳しいもので、見通しが甘いものではないかと思いません。また、医療人として早期退職される方々について、特に看護師さんの早期退職される皆さんが病院の財政再建のために再採用にこたえる状況があるとお聞きしました。このことは、地方公務員の使命にこたえ、地域医療を守る住民の立場に立つものではないか、お考えをお伺いいたします。

⑤、公立芽室病院長の訴えについて。住民、病院、行政が力を合わせるとき。2.23道民集会で、北海道の地域医療を守るために低医療政策を打破して、憲法25条が生きる社会をと訴えています。お上頼み、大学医局頼みだけでは公立病院存続は難しい。間違いの低医療政策、道内自治体病院83のうち70が赤字、05年度決算。病院医療人は必死になっているのに、

赤字の政策は間違っているからであると言っています。芽室病院08年度診療報酬改定で入院基本料約4,900万円、障害者関連入院基本料4,600万円削減、大影響の試算と攻勢的です。この考えについて伺います。芽室病院の試みについて、赴任して20年、WHO指定の病院、医院に、医療人としていかなる変化にも対応し、この地域の保健、医療、福祉の中核を担う責任を果たす。一円だけでも黒字、住民の納得でできる赤字、例えば耳鼻科を新設しても赤字になるけれども、若い人が4時間、6時間も仕事を休んで行くことを考えたらと思っています。何よりも地域住民の要望の先取り、酌み取りを図った内視鏡医療、CT等の高度医療、外科医師固定化もできたといっています。08年、ユニセフ、WHO赤ちゃんにやさしい病院認定として、全国43番目になったそうあります。助産師11名が小児科と連携、不良債務ゼロ、留保資金6億、06年度高利5.4億円繰上償還、すこやか健診は町と病院の宝、毎年800人の受診者。道プライマリ・ケアネットワーク、ニポポが医師確保の光だと語っています。当市もこの理念、試みに学ぶことがあるのではないかと、見解をお伺いいたします。病院の発展と地域住民の信頼を高めることについては、病院の発展は地域住民の信頼と、それにこたえるマンパワーの確保が必要、優秀な看護師が病院の魅力を高める。医療人もまた人の子、褒められるとうれしくなる。また、権利のみ主張し、みずからを顧みない人への対応も必要、人材確保には住民側の意識改革も必要と言います。道内45の国保直診協議会責任者をしているけれども、06年から看護師確保の厳しい30施設の診療報酬200万から3,000万も減額になった。今こそ医師も看護師も声を上げようと言っています。また、これからの医療のグランドデザイン、基本構想を考えようと訴えました。公立芽室病院、宮本光明院長の考えは示唆を与えることではないか、お考えをお伺いします。

⑥、住民の合意形成で医師確保や財政危機打開と国、道への要求をについて。緊急に必要最小限の医師、看護師確保の当然努力は必要ですが、国や道の

責任で確保せよと住民ぐるみで運動することが必要ではないか。そして、病院の実態、財政状況、どんな病院が必要か、自治体としての考え方や必要な資料を住民に明らかにすること、この点では10日からの住民説明会では上意下達ではなく、住民ぐるみで討論し、これだけの医療は確保しようとの住民合意形成が大事ではないかと思えます。その点で財政危機をどう打開していくのか。国や道に要求すべきことは要求するべきではないか。自治体も住民の目線に立ち、無駄を省く努力と、医療、福祉、教育を守りながら、緊急対策もあるのでないかと思えます。お考えをお伺いしたいと思います。

⑦、財政再生団体をとりあえず免れても、国が根本的な地方財政危機の打開策を出さない限り、自力で財政危機を打開することが困難ではないかについて。利息の一部補助があっても、財政危機が大変な自治体は、長期の起債に借金棚上げ、財政再生団体入りを一時逃れても、国が根本的に地方財政危機の打開策を打ち出さない限り、自力で財政危機を打開することが困難な自治体にならないか。また、国や道による元利償還の財政的支援制度、地方交付税復元を求めることを地域から、市町村から道とともに国に対する運動をしていく必要があるのではないかとありますが、お考えをお伺いしたいと思います。

教育行政執行方針について、④、児童生徒のいじめ、暴力について。最近も沖縄女子中学生暴行事件、大問題が発生しました。当市でもいじめ、暴行事件、いつ発生してもおかしくない状況にあるのではないかと。先日女子中学生が車に連れ込まれ、途中脱出し、難を逃れたという事件がなかったか。地域防犯パトロールについて私も参加していますけれども、青灯パトロール、今までの関係者の対策会議の見直しなど必要ではないか。市内夕暮れ、コンビニの陰や滝川などでということも聞きます。集中パトロールや家庭と生徒との対話が大事ではないかと思えます。また、埼玉の高校長、元教え子にメール脅迫事件逮捕の衝撃、これまた生徒、住民に大きな影響を与えないか。教育委員会、教育関係者は対岸の火としな

い態度が必要ではないかと思いますが、お考えをお伺いいたします。町内会、地域住民、学校、行政が一体となった現場主義的な子供の子育てを終えたO Bの知恵、力をかりる防犯対策、防犯強化対策も必要でないかと思いますが、特に卒業シーズンに発生しやすい経過があるのでないかと思いますが、お考えをお伺いしたいと思います。

学校の安全給食について。安全食の基本について、中国ギョーザ事件、外国輸入食材の安全性と対策について国内では対応できないために、引き続き使用いたしますと言っています。引き続き安全、安心のために努力とありますが、これでは子供や保護者に不安が残るのではないかと思います。さらに、3月7日付で道新により1月下旬を境に中国産野菜輸入量が急減。6日、農水省植物検疫統計速報によると、キャベツ、ネギはほぼ半分、農水省前年同期比61%減、サヤインゲンが50%、ゴボウ40%減。2月中旬以降日本向け輸出野菜は、港では停止状態だといえます。国産野菜へ回帰現象、東京都中央卸売市場の卸売は、事件以来ニンジン6割、長ネギ6割高に。関西、九州の学校給食からの引き合いがある。消費急増の中国は、自国供給優先と言っています。ことしにかけて、大豆など84品目輸出還元金の廃止と、57品目に5から25%輸出税をかけたと報道。安全食材提供は、生産者と消費者の信頼の基本。これを進めるために農家の担い手対策、価格保証などを国に求めることとともに、食の安全と地産地消対策を生産者、PTA保護者などの懇談会などで展望を開くことが必要ではないかと思いますが、また、地元食材は不足等の情報を提供して、行政、生産者、保護者など合意の上で給食問題を進めていくことが大事でないかと思いますが、お考えをお伺いいたします。

第1回目の質問を終わります。

○議長（鎌田恒彰君） 高尾市長。

○市長（高尾弘明君） 随時お答え申し上げます。

最初に、①の財政健全化法の成立と20年度予算についてでございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律によりまして、平成20年度はご承知

のように本市にとりまして地方自治の堅持、まちの再生に向けた、まさに正念場の1年でございます。したがって、予算執行に当たりましては再生団体入りを何としても回避すべく、強い決意で臨んでまいりたいと考えてございます。そのため特に連結実質赤字比率を高めております最大の要因であります病院事業の経営改革につきましては、これからの市立赤平総合病院のあり方指針2008に基づき、医師、看護師など医療スタッフの確保に努めながら、着実に実行してまいりたいというふうに考えているところでございます。また、連結実質赤字比率改善に向けましては病院特例債の発行が必要でありまして、そのために公立病院改革ガイドラインを策定し、単年度収支均衡を図ることが見込まれる団体に限ると、こういう特例債の発行条件となっておりますことから、これからの市立赤平総合病院のあり方を考える検討会議におきまして、単年度収支を図るための経営方策について引き続き検討してまいりたいと考えているところでございます。

次に、②は地方交付税の削減、財政問題についてでございますが、本市では炭鉱の閉山対策といたしまして閉山跡地の取得、あるいは上水道施設、改良住宅などの整備を行うために、その財源として起債を活用してまいりましたが、現在もその償還が続いておりまして、財政悪化の要因の一つとなっているところでございます。こうした今日の厳しい財政状況は、第一義的には国のエネルギー政策の転換によって生じたものと認識しておりますが、赤平市といたしましても急速に減少する人口に対応した財政対策が不可欠なということも否めない事実でありまして、財政状況を勘案するために結果として国から不適切と指摘されました長期借入れを行ったことなど深く反省しなければならない点もあると考えております。本市の歳入の約4割を占めます地方交付税につきましては、ご指摘のとおり平成11年度の約55億円をピークに減少を続けまして、平成20年度の臨時財政対策債を含めた予算と比較した場合、約13億円という大変大きな減少となっているところであります。

国の三位一体改革によります地方交付税の削減が地方自治体に与えた影響につきましては、今通常国会においても議論がされ、福田総理は結果として地方交付税の削減が急に行われたこともあって、特に財政力の弱い地方団体には厳しい声があったという認識をしていると、こういう発言をしております。また、総務大臣は平成20年度の地方交付税について地域のさまざまな声を聞きながら増額をしたというふうに述べておられて、今後におきましても私どもといたしましては地方交付税の復元について強く要望してまいりたいと思います。

次に、③の財政健全化法の本質は何かということですが、平成20年度予算は冒頭申し上げましたとおり財政再生団体入りを回避するということが、一方市民の皆様にご負担をお願いするものにつきましては昨年3月に策定をいたしました財政健全化計画に基づきまして軽自動車税の税率改正や水道使用料の改正などを行い、さらに一部公共施設の統廃合を前倒しで実施してまいりたいと考えておりますが、これ以上の住民負担は何としても避けたいという思いから、苦渋の決断ではありましたが、職員給与費のさらなる削減を中心とした改革で対応せざるを得なかったというところでございます。また、議会におきましても、このたび議員報酬のさらなる削減をいただきましたことにつきましては感謝を申し上げたいと思います。なお、行政改革につきましては、職員給与費を初め、あらゆる手だてを講じ、限界に達しているとも言えますが、平成20年度の再生団体入りを何としても回避するため一層改革に向け引き続き検討してまいらなければならないと考えております。当市の今後の進むべき方向性としていたしましては、一年でも早く財政を立て直し、地方自治の基本であります住民福祉の増進に全力を投球してまいりたいと考えております。ご理解いただきたいと存じます。

次に、④の病院経営に関してと⑥、医師確保、財政対策について、関連がございますので、一括してお答えをさせていただきます。国の医療法改正、診

療報酬改定によります患者の自己負担増により患者の受診抑制や地方の慢性的医師、看護師不足による患者の診療抑制、さらには診療報酬のマイナス改定の影響によりまして病院の経営は著しく悪化しているということはお承知のとおりでございます。本年4月にも診療報酬改定がございます。診療報酬改定が予定されておられて、現在改定内容、新規施設基準届け出項目の精査を進めているところでございますが、現在の診療報酬では施設基準の届け出について基準に合致しているかどうかの判断はすべて医療機関、いわゆる市立病院にゆだねられておられて、ご指摘のとおりくまなく届け出ができるものを決定できるよう十分今後とも努力してまいりたいと考えているところでございます。次に、病床減による交付税についてでございますが、病床の削減は5年間は経過措置がございますが、平成26年度以降現在の基準に当てはめると、約2,000万程度の交付税の減額ということで、市の財政上大きな影響があるというふうに考えているところでございます。次に、後期高齢者医療制度及び医療型療養病床の入院料引き下げについてであります。高齢者の比率が高い当市にとりまして、患者及び病院にとっても影響は大きいものと思っております。特に療養病床の入院料引き下げは、病院経営を悪化させるだけではなく、長期入院患者の受け皿を奪うことにもなりますことから、自治体病院協議会あるいは市長会でも問題となっております。引き続き改善の要望をしておきたいと思っております。透析医療についてであります。透析医療の充実によりまして、患者さんの医療環境の向上と収益の確保に当たってまいりたいと考えております。透析医療は1人当たり年間380万円程度の収益があり、収益性が高い医療となっております。病院の収益の1割程度を透析医療が占めております状況から、今後も患者確保に努めてまいりたいと思っております。経営見通しが甘いのではないかとこのご指摘もいただきましたが、一般会計からの繰り出しにつきましては、地方交付税が削減され、市の財政は厳しい、苦しい状況にはございますが、公

営企業法に基づきます繰り出し基準額に加え、不良債務解消分として1億5,000万円の繰り出しを引き続き実施してまいりたいと思います。平成20年度につきましては、何としても収支の均衡を図った病院経営としていかなければなりませんことから、市と病院職員が一丸となって、さらなる経営努力をしていかなければならないと決意をしているところでございます。

次に、住民等の協力と医師、看護師確保についてでございますが、本年1月より、これも再三申し上げておりますようにこれからの市立赤平総合病院のあり方を考える検討会議を立ち上げ、さまざまな議論を行っておりますし、またこれらの内容につきましては住民説明会におきまして今後の病院のあり方を周知し、協力をお願いしていくとともに、情報を提供していく中で病院に対する理解を得る努力を引き続き行ってまいりたいと思います。昨日も申し上げておりますとおり現在市立病院内におきまして医師、看護師確保対策委員会を設立しておりまして、さらに確保のためのリクルート大使にご努力もお願いをしているところでございます。さらに、市長部局におきましても対策室的なものをぜひ設置をしたいというふうに考えております。従来から行っております派遣要請あるいは公募等をあわせ、引き続き努力をさせていただきたいと思います。さらに、市長会、自治体病院協議会等を通じまして、地方の医療現場の実態、診療報酬の非合理性、医師、看護師不足等について改善の要望を引き続き行ってまいりたいと思います。それから、看護師さんの早期退職についてでございますが、3月末で退職をされます看護師職は18名おりますが、そのうち10名の方につきましては嘱託、臨時職員として残っていただくこととなっており、そのほかに新たに4名の方が職員あるいは臨時職員として勤務いただく予定となっております。早期退職後再雇用に応じていただける職員には、病院の再建と地域医療を守るため貢献いただけるということで大変ありがたいものと思っております。今後におきましても再雇用に協力いただくよう

努めてまいりたいと思います。

次に、⑤の芽室病院長の訴えについてでございますが、臨床研修医制度によりまして大学医局の医師絶対数が不足しておりますことから、大学医局頼みだけでは公立病院存続は難しいとの意見は同様と私も受けとめております。さらに、今回の診療報酬改定により療養病床の入院基本料が引き下げられることから、先ほどもお答え申し上げましたが、診療報酬施設基準の内容を熟知した職員の育成に努め、算定できる診療項目をくまなく取得し、公立芽室病院も一つの手本として、さらなる経営努力を図っていかねばならないと考えております。また、特定健診、人間ドックなど健康診断のさらなる充実を図り、市民のかかりつけ病院との認識に立ったプライマリーケア、医療のグランドデザインについても今後芽室病院から学ぶべき点につきましては参考とさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

最後に、⑦の地方財政危機の打開策についてということでございますが、当市のような自主財源の少ない小規模の自治体にとりましては地方交付税の動向が今後の住民サービスにも直接的に影響を及ぼす非常に重要な要素でございますが、平成20年度の交付税につきましては新たに地方再生対策費を創設をいたしました。当市におきましては地方再生対策費分といたしましては5,000万円ということで予算を見込んでおりますが、当初国が人口1万人規模の試算として示していたものでは大体8,000万円程度というふうに見込んでいたということからいきますと、5,000万円でございますから、こうした数字と大きく乖離する額となっております。これは、第1次産業の就業者数の影響が大きくあったと考えられますことから、地方再生対策費にかかわる今後の交付税配分の見通しについて、交付税の算定方法に関する地方団体の意見提出制度というのがございますが、こういう制度等を活用いたしまして、地域の実態に即した改正を要望してまいりたいと考えております。また、20年度に発行を予定しております公立病院特

例債について、その利払い額につきましては特別交付税措置の対象とするということとなっておりますが、そのほか公立病院改革が円滑に進められるよう、そのほかについての財政支援措置等についても要望してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（鎌田恒彰君） 渡邊教育長。

○教育長（渡邊敏雄君） 教育行政執行方針について順次お答えさせていただきます。

初めに、①の児童生徒のいじめ、暴力についてですが、ご質問にありました沖縄の女子中学生暴行事件につきましては、議員と同様に怒りを覚えると同時に、事件がどこで起きてもおかしくない状況であるということに改めて認識をするものであります。先日当市で起きました事件ですが、内容については議員ご指摘のとおりであります。最終的には、事件扱いにはならなかったというふうに当局のほうから伺っているところであります。また、埼玉県の高枝校長による元教え子メール脅迫事件につきましても大変衝撃的な事件でありますけれども、この種の事件についてはあってはならない事件であるというふうに考えているところであります。いじめ、暴力事件などこれらの事件につきましては、確かに時期的なものがあるというふうに見えますが、私は常に校長会等を通して、子供たちから何らかのサインが出ていないか気を配っていただくようお願いをしているところであります。いずれにしましても、ご質問の件につきましては今後とも教育委員会所轄の青少年センターを中心に地域住民、学校、行政が一体となって対応してまいりたいというふうに考えているところでありますので、ご理解をお願いしたいというふうに思います。

次に、2つ目の学校の安全給食についてでありました。ご質問にありました中国のギョーザ事件、外国輸入食材の安全性と対策につきましては、現状日本の食料の自給率の低さが問題とされているところであって、ご質問にありました特に野菜など食材の確保と価格の点からも国内産のみでは大変厳しい状

況にあると、そのような中で、赤平市におきましても既に地産地消の観点から赤平産のお米と野菜、JAたきかわ女性部赤平支部の手づくりみそ、さらに地元企業の地鳥の焼き鳥などを使用しているところでありますので、今後ともそういった観点から拡大を図ってまいりたいというふうに考えています。また、生産者の代表である農民協議会とPTA連合会、そして消費者協会、学校関係者などで構成する給食運営委員会などの話し合いの場におきましても食の安全と安心について検討して、今後とも安全な給食に万全の対策を講じてまいりたいというふうに考えているところであります。

以上です。

○議長（鎌田恒彰君） 宍戸忠君。

○4番（宍戸忠君）〔登壇〕 ご丁寧にご答弁いただきました。何としても住民の安心、安全な暮らし、これを守ることが地方自治体の仕事であると思えます。そのために全力を挙げていただきたいと、このように考えています。

以上をもって、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（鎌田恒彰君） 質問順序5、議席番号1番、五十嵐美知さん。

○1番（五十嵐美知君）〔登壇〕 最後になりましたが、通告に基づき、市長の市政執行方針並びに教育長の教育行政執行方針についてお伺いいたします。

初めに、高尾市長の市政執行方針に関連し、当面する政策課題や今後のお考えについて市長に質問いたします。

初めに、平成20年度予算を取りまとめるに当たり、大変厳しい財政状況の中取り組まれたことに対し、まずもって敬意を表したいと思います。本当にご苦労さまでございました。本年新年早々から当市の財政状況がテレビ、新聞に連日報道され、波乱の幕あけとなりました。今後いかに財政のかじ取りをしていくのか、まさに正念場のときを迎えております。本年に入り、早期退職で既に退職された方、また今

月をもって退職される職員の皆様、さまざまな思いの中決断されたこととお察しいたします。本当に長きにわたりご苦勞さまでしたと申し上げたいと思います。また、残る若い職員の皆様は、高尾市長と心を合わせ、赤平再生に向け、知恵を出し合い、頑張っていたきたいと思います。私もこうした赤平市の状況のもと、行政の皆様とともに市民の側に立って、一人の議員として活動してまいりるのでございますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

1点目の今後の財政健全運営についてお伺ひいたします。持続可能な行財政改革を確立するために昨年6月、新しい地方財政健全化法が成立し、当市は4指標のうち連結実質赤字比率が平成18年度決算で約79%強となり、国が示した40%を大きく上回りました。このことにより全国ワーストツーということで、よきにつけ、悪きにつけ、赤平市の名前も、市長の名前も全国区となったわけでございます。その大きな要因は、公立病院事業の不良債務、平成19年度見込みで約29億5,000万円が主たるもので、昨年暮れ、12月に総務省は公立病院改革ガイドラインを策定するに当たり、各地の住民から公立病院がなくなるのではとの不安の声が上がっていることから、国の適切な支援も用意すべきとの意見のもとに、病院事業が抱える過去の不良債務を地方債に置き換え、計画的に解消するための特例債の創設がされました。当市病院の19年度不良債務のうち12億790万円が地方債として計画的に平成21年より7年間で解消できるようになりました。それに伴う利息についても一部交付税措置とされるようになり、連結実質赤字比率も特例債により50%台まで下がりました。また、北海道よりも低金利の短期融資も追加となり、当市の行革に一層の追い風になったのではないかと思います。こうした国、道の支援に対し、市長はどのように受けとめておられるのか、改めて伺っておきたいと思ひます。

さらに、再生団体回避に向け、厳しい内容の行財政改革断行で特別職給与、市長は50%、副市長は40%、教育長32%、そして職員給与削減平均で30%、

さらに議会といたしましても22%削減とさせていただきました。こうした人件費の歳出の抑制が最も大きな効果であったと思ひます。こうした取り組みの効果額であります。平成18年度決算で歳入の市税、これは自主財源ですが、9億4,294万6,000円に対し、人件費16億5,613万9,000円、平成19年度当初予算で市税が約10億700万円に対し、人件費が約16億8,700万円、そして平成20年度当初予算では市税が約10億1,300万円に対し、人件費は約9億9,000万円と、本当に早期退職制度の果たした役割の大きな効果として人件費の削減が20年度にあらわれております。このことにより平成20年度の不良債務残高見込みで約18億6,000万円で、連結実質赤字比率が39.22%まで下がる推計となりました。市長は、執行方針でも言われておりますように平成20年度決算以降における連結実質赤字比率の改善と再生団体を回避する改訂版の赤平市財政健全化計画のもとに、国の動向に注視しつつ、常に緊張感を持って、十分なチェック機能と一層改革に向けた取り組みを進めてまいらなければならないと述べられました。この改訂版の健全化計画は、平成20年度から26年度の7年間でございます。内容につきましては3月の7日の行革特別委員会でも示されましたが、この7年間で赤平再生に向け、計画どおりに進められて、赤平市は自力で財政再建を果たしたとなったときには、全国的に誇れる我がまち赤平市ではないかと思ひます。そのためにも高尾市長を先頭にチーム赤平として一致団結してやり遂げなければならないと思ひますが、今後財政の健全運営は改訂版の健全化計画どおりに進めるに当たり、市長の赤平再生に向けたさらなるご決意を伺いたいと思ひます。昨日の同僚議員への答弁で市長は、再生団体入りは絶対に回避する決意で全精力を傾注していくとの言葉がありましたが、私は理解いたしましたけれども、このほかにまたありましたら、あえてまた伺いたいと思ひます。

2点目の歳入確保の考えについてお伺ひいたします。行政財産の活用と資源の掘り起こしについてお伺ひいたします。当市の財政状況は、少しでも歳入

確保に、さまざまなことに取り組まなければならないのではないかと思います。そこで、行政財産の活用ですが、2007年3月の地方自治法の一部改正により、行政財産を民間企業に貸し出せるようになり、現在各地に広がりを見せております。公有財産規則改正などに取り組んでいる近隣自治体では岩見沢市、三笠市がございます。全国の自治体の中には法の改正を受け、施設の利活用や歳入確保を目的に民間への貸し付けをスタートさせております。北海道庁も昨年10月、一部駐車場を民間企業に貸し出しをしております。また、庁舎の空きスペースを契約期間を設けて貸し出しを行っているところもございます。また、合併した自治体では、旧議場を宅配業者のコールセンターとして貸し出しをし、さらにスタジオなどにも貸し出しがされているところもございます。当市も現在施設の統廃合や職員の減少で庁舎内の空きスペースも目立ち始めましたが、規則の改正も含め、市長は今後こうした取り組みの考えについてどのようなご見解をお持ちでしょうか、お伺いいたします。次に、資源の掘り起こしということでございますが、1つの提案として市長のお考えを伺います。当市には、イルムケップの山並みからわき出す水も豊富と聞いております。現在飲料水も買う時代になって、ボトルウォーターが売れるようになりました。道内自治体でも水道水やわき水でボトルウォーターを販売し、まちの知名度アップや歳入確保、また災害用飲料水として活用されるところがふえ始めております。また、タンクローリーで給水に来て、製造し、システム的に手を挙げているところも身近な恵庭市でございます。当市もわき水を水質検査をして新聞、テレビにと取り上げられた分だけ知名度アップされたわけですので、赤平市のボトルウォーターとして取り組むことについて市長のご見解をお伺いいたします。また、利用の少ない公園でございますが、当市は人口減少に歯どめのかからない状況下にあり、少子化のもと現在ある公園で利用されていない公園も目につくようになりました。こうした公園を調査して、利活用したい民間にでも貸し出しする

ことなどについてお考えを伺っておきたいと思いません。さらに、歳入確保として目前に導入されようとしているふるさと納税に関してでございますが、この制度は本年、2008年分の所得にかかわる住民税から利用できるようにするということから、ぜひ当市に相談窓口を設置してはどうかと思っております。この点についてもお考えを伺っておきたいと思っております。さらに、病院の医師住宅の空き家、またその市有地の売却や貸し出し、あるいは科目の休止により不必要になった医療機器などの売却についてどのように市長は考えられますでしょうか、お伺いいたします。また、今後当市の再生を目指す上からも歳入確保に向け、多くの市民の皆様からお知恵やアイデアをいただきながら進めることについて窓口があってもよろしいのではないかと思います。市長のご見解をお伺いいたします。

次、3番目の行政サービスの考えについてお伺いいたします。市長は執行方針で、まちづくりの主人公は市民であると就任以来今日まで一貫して述べられてまいりました。本年は当市の正念場の年にあるだけに、厳しい財政難により大変な緊縮予算となっており、市民の皆さんへの負担もさらに強いられていくこととなり、また職員数の削減で行政のサービスが低下していくのではないかとの声も心配されるところでございます。そこで、3月から4月にかけて、入学や就職などの転入、転出、さらに引っ越しなどの手続で住民票や各種証明あるいは児童手当申請などを取り扱うための土曜、日曜日の開庁についてお伺いいたしたいと思っております。市民の方々の中には仕事で時間がとれないなどのご意見もあり、市民サービスの向上を図る観点からも、あくまでも市民本位の窓口業務となるよう行政サービスの一環として、せめて3月末から4月の中旬ぐらいまでの土曜、日曜日の開庁実施について市長はどのようなご見解でしょうか、今後のお考えをお伺いいたします。

次、4点目の病院事業の今後についてですが、質問に入ります前に、初めに当市の市立病院への力強いご支援にリクルート大使として人材育成コンサル

タントの先生の、小さなまちの病院存続と医師、看護師確保に向け、現状の赤平の市立病院のことを多くの人に知っていただきたい、さらに病院存続を決めたからには来てくれる医師が定着できる病院をつくりましょうとの記事を読み、私も市民の一人として本当にありがたく、うれしく、力強さを感じました。病院関係者の皆さんは、こうした行動に励まされたいと思います。それでは、質問に入りたいと思います。市長は執行方針で、市民が安全で安心して暮らすことのできる社会を築くには保健、医療、福祉、防災の充実を図りながらと述べられました。そこで、以下の4点目、5点目、6点目について市長のお考えを伺いたいと思います。

4の病院事業の今後のお考えについてをお伺いいたします。現在市立病院は本年、20年度内に改革プランの策定を示していくわけですが、当市の計画では再生団体回避が見えてきておりますことから、今後の病院再建の決め手になり得るであろうと言われている病院事業管理者を置くことについてと、看護師の副院長を置くことについて市長の今後のお考えをお伺いいたします。全国病院事業管理者などの協議会会長であります、生涯勤務医として働くことを志した小児科の医師だった方が会長に現在おさまっております、この先生は経営の最高責任者として長年にわたり現場の声を酌み取り、赤字体質の病院経営を改善し、多くの実績を残されてきております。その中でこの先生は、病院というところは患者の命を24時間体制で守っている、救急患者が運び込まれる夜の病院はそれこそ戦場となり、そうした実態も理解せずに経費削減の至上命令を下す、それでは現場はやる気を失うばかりと言われております。さらに、病院管理者として十数年働いてきた経験から痛感することは、病院経営は現場の希望を酌み、よりよい医療を目指していけば、おのずとよくなっていく、また医療が患者本位であるかどうか、そのためには病院という組織で長く働き、経験した医師が経

営の管理者に、また副院長には患者とその家族や現場を熟知している看護師から選任し、経営に当たる必要があると述べられております。地方公営企業法では、首長が病院事業管理者を置き、管理者に病院経営に関するすべての権限を移譲できると定めております。これは地方公営企業法の全部適用でございますが、この先生はこうも言われております。赤字にあえぐ自治体病院の改革の第一歩は、これまでの官僚支配を脱却し、首長が議会の承認を得て、病院事業管理者を置くことができるかにかかっていると言っても過言ではないと指摘しております。現在当市の病院には経営の最高責任者がおりませんので、今後当市としても病院事業の立て直しの観点から、単年度赤字を出さない経営をする上からも、最高責任者である管理者を置くことと看護師の副院長を置くことについて今後どのように市長は考えられるでしょうか、ご見解をお伺いいたします。

次に、5点目の少子化対策の観点からお伺いいたします。妊産婦健診の無料化について。厚生労働省は、母子の健康のため妊婦にとって望ましい健診回数は14回、そして最低限必要な健診は5回とされました。昨年1月に妊婦健診の実施主体である自治体に妊娠8週前後に妊婦の健康状態及び妊娠週の確認、20週前後に胎児の発育状態などの確認、24週前後に切迫早産の有無などの確認、30週前後に胎児の発育状態などの確認、36週前後に分娩の時期や状態の確認の合計5回分を公費負担で実施することを原則とした通知を行っております。当市においては、公費による妊婦健診はこれまでは1回であります。妊婦健診は、任意のため医療保険適用の対象外であり、健診回数も14回に上ります。出産する家庭では、負担軽減が課題となっております。現在近隣市でも回数増に取り組みまれており、全国基準としての健診5回は無料の財源は地方交付税として措置されておりますので、当市としても早急な対応が必要と思えます。市長のご見解をお伺いいたします。

次の6番目、6点目、地域福祉についてお伺いいたします。市長は執行方針で、ともに地域で支え合

い、生きていくことが大切と述べられました。地域では、今孤独死や虐待、認知症高齢者の徘徊や公的福祉サービスの枠外にある困り事への対応や悪徳商法による被害、災害ときの要援護者への支援体制などの対応が手薄となっていることなど、さまざまな課題を抱えております。そこで、執行方針では市長は高齢福祉について、高齢化が顕著である本市にとって高齢者が住みなれた地域で安心して生き生きと暮らせるように努め、関係機関や地域との連携を図りながら緊急体制や生活支援などの充実を努めると述べられました。現在少子高齢化が進む中地域におけるあらゆるニーズを公的制度でカバーするには限界があると厚生労働省は認識しているようですが、高尾市長は地方自治体の長としてどのようなお考えでしょうか、伺っておきたいと思えます。

地域力を生かした事例を参考に、今後の高齢福祉の取り組みの考えとして1つ提案したいと思えます。昨年10月、厚生労働省は住民間で支え合うつながりと体制を再構築するため、これからの地域福祉のあり方に関する研究会を発足させております。その委員の中で住民流福祉総合研究所の所長さんは、地域福祉の現状にすき間となっている手薄の部分を地域の世話好きな方々と民生委員、関係機関と支援体制をつくり、介護保険のホームヘルプサービスの対象外なども視野に入れ、すき間となるものを生まれにくくするために有効な手段として支え合いマップの作成を挙げております。市長、言葉だけではわかりづらいと思ったので、拡大したイメージ図をつくってまいりましたので。見えますか、市長。わかります。例えば支え合いマップということで、赤平市も高齢化率が36%という非常に高い地域になりましたし、これからももっとなっていくと思えます。その意味で厚生労働省が言われているように公的サービスだけでは限界があるということから、例えば介護でもって要支援までいかないという虚弱な方々とか住んでいる方は介護保険のはざまにいらっしやいます。そういった方々のところを地域的に分けて、ピックアップしたときにわかるように、私はわかると

思えます。そこで、公的サービスでなくて、近隣でこの人にどういう手助けをしているのか。また、買い物へ行くときに一緒に連れていってくださっている人がいるかもしれない。また、雪はねをして手伝ってくださっている人もいるかもしれない。そういった方々をピックアップして、チェックしていく。そうしていくと、全然だれにも手助けをされていない方もまた見つけることができるのです。そういったことを地域力、地域の方々の、高齢であっても元気な方々もいっぱいいらっしやいますので、そういった体制づくりを今後考えていく必要があるのではないかと思います。それで、このことによって何がわかってくるかといいましたら、まず気になる人また家とその周辺住民との関係がどうなっているのか、またひきこもりの人が辛うじて戸を開放している人がいるのかいないのか、またひとり暮らし高齢者などがだれに見守られているのか、また当事者同士がどのように交流し助け合っているのか、また町内会館のようところでみんなが集まって話し合う場があるのかどうなのか、また世話やきさんがどこにいてだれとだれの世話をやいているのか、またこれから活用できる人材が見えてくるとか、そういったことがわかるということです。本市もこういう体制づくりを今後やっぱり皆さんで考えていく必要があるのではないかと思います。そこで、この取り組みをしているまちがございませう。その市では現在助け合い起こし運動をやっている、ことしのスローガンは助けると言ってみようだそうです。この支え合いマップ作成は、防災の観点からも災害どきにご近所ですぐ来てくれる方を数人選んでおくなどの方法としてもよいのではないのでしょうか。高齢化率の高い本市もこうした取り組みは今後必要となるのではないかと思います。市長のお考えを伺いたいと思えます。

次、環境問題についてお伺いいたします。本年7月、北海道で世界の主要国の首脳会議が洞爺湖で開催されます。洞爺湖サミットでございませう。本年から京都議定書で定める温室効果ガス排出削減へ向け、第1約束期間2008年から2012年がいよいよスタート

いたします。私は、これまでも環境問題についてさまざまな取り組みを提案しながら、議会質問をさせていただいてまいりました。経過を踏まえ、お伺いいたします。昨今の異常気象は世界的にも、日本国内においても私たちがだれしも口に出るようになりました地球温暖化の言葉でございます。気象の変化など地球温暖化の影響が実際に身近な生活でも感じられるようになった今足元の生活レベルで取り組みを進める構想力、実現力が問われると思います。市長は執行方針で、自然と調和した環境重視社会を創造することが重要と述べられましたが、本当に先送りのできない課題であり、同時に持続可能な運動でもあると思います。当市としても現在今月の広報あかびらにも、ごみの減量化の取り組みで費用の抑制効果や、マイバッグ運動を初め、前進させようと、市民の皆さんにわかりやすい説明で呼びかけられておりますが、市長も方針で述べられておりますように今後当市の環境問題に対し、計画的に取り組むことが必要だと思います。北海道では昨年7月、新しい北海道環境基本計画の原案をまとめられました。その中で市町村の役割として、環境基本計画の示す方向に沿って地域の自然的、社会的特性を踏まえた総合的な環境施策を推進することを期待しますとあります。当市には、この環境基本計画は策定されていないと思います。何事も計画があって、進むのではないのでしょうか。地球温暖化対策に欠かせないこととして、環境に負荷を与えないで持続可能な生活を求めるには、暮らし、経済の基盤であり、美しい豊かな環境を守り、活用しながら、良好な状態で次世代にしっかり受け継いでいくことが私たちの責務であると思います。当市も環境基本計画を策定し、持続的に発展することが可能な循環型社会の実現を総合的に、計画的に推進し、市民が健康な生活を営む上で必要とする健全な環境を確保するためにも計画は必要だと思います。今後の考えについて市長のご見解をお伺いいたします。

次、教育行政執行方針について教育長にお伺いいたします。常日ごろより教育行政に携わる教育長を

初め、教育委員会、さらに教職員の皆様には、健やかに育つ子供たちの幸せのためのさまざまなお取り組みに心より敬意を表したいと思っております。執行方針でも示されましたように一昨年12月から国として教育改革を次々と打ち出しております。数年前日本の著名な学者が「なぜ日本は没落するか」という本を出しました。その中でその原因は教育の荒廃にある、つまり日本では教育は知識を習得させるだけのものとなり、人間を無気力に洗脳してしまったと指摘しております。私は知育、徳育、体育のバランスのとれた人間教育の実現こそが未来の赤平、ひいては日本を人間性豊かな地域社会にと、つながっていくものと思っております。このような観点からも地域の方々々と学校がかかわりながら取り組むことによって子供たちの学力向上にも寄与している事例を踏まえ、以下の点について教育長に伺います。

1 点目、学校支援の考えについてでございます。昨年12月の調査によれば、子供たちは知識や技能を実際の場面で活用する力や読解力に大きな課題があることが明らかになりました。いわゆるゆとり教育を見直して授業時間をふやすだけでは、考える力を身につけさせることはできないと考えます。しっかり知識を身につけさせることも大事ですが、それとともにみずから考えさせ、学びたいとの意欲を向上させ、好奇心や探究心を引き出すような授業こそが学力を向上させるのではないのでしょうか。そこで、授業によるなか科という科目を取り入れ、ユニークな取り組みで有名なある公立中学校では年々学力が向上しているようでございます。それは、その中学校では学校を支える学校支援地域本部を設置し、父母、OB、地域の大人たちが多彩なスタッフなどで、さまざまな活動で学校を支えていることが理由の一つと言われているようでございます。取り組みとしては、例えば放課後や土曜の午前中、夏休みなどに子供たちが自主的に勉強する寺子屋を運営したり、図書館の運営や校庭の整備など学校ボランティア活動事業として取り組んでおるそうです。その結果、教師の負担が大幅に軽減され、教師が授業に集中し、

子供たちに向き合う時間が生み出されているよう
でございます。この中学は、まさに地域総がかりの教
育を具体的に実践して、学力向上に大きな効果を上
げている事例として参考になるのではないでしょ
うか。よりよい教え方を教師が身につけるようにして、
そしてそれを後押しするため地域全体で子供の教育
にかかわることが教育再生のために不可欠なことと、
この中学の例をとっても感ずるわけでございます。
こうした事例を踏まえ、本市教育行政として今後ど
のように考えていかれるのか、教育長のご見解を伺
いたいと思います。

次に、教育課程の編成について、初めに知育、徳
育、体育の観点から徳育に絞ってお伺いいたします。
これまでも職場体験やボランティア体験など学校生
活の中で取り組まれてきた経過などを踏まえ、職場
体験では社会の中で大人の方が一生懸命働いている
ことがわかってお父さんを見直したとか、ボランテ
ィア体験では人の役に立つ喜びを知った、障害者や
高齢者への偏見がなくなったなど、子供たちはさま
ざまな体験学習を通して、目に見えない人間として
大切なことをたくさん学びます。今徳育の推進が言
われておりますが、教育長はこの徳育についてどの
ように考えられますでしょうか、伺っておきたいと
思います。私はこの徳育については、教室の中で教
科書を読むだけでは効果が上がるとは思えないので
ございます。それよりもさまざまな体験学習や読書
を推進して、子供たちがみずから考え、行動し、感
動する中で人間としての基本や社会のルール、礼儀
などを自然に身につけることができると思います。
教育長は執行方針で知育、徳育、体育の調和のとれ
た教育課程の編成を図るとされておりますが、具体
的な取り組みが見えませんが、もう少し内容につ
いてお示しをいただきたいと思っております。

次、学校給食についてお伺いいたします。昨年1
年を象徴する漢字は偽、偽りでした。食品表示偽装
事件などが相次ぎ、食の安全、安心が本当に揺らい
で現在に至っていると思っております。その中で特に学校
給食に関しては、食材の産地やルートに関心が高ま

っているのも事実でございます。教育長も執行方針
の中で、児童生徒の健全な心身の発達に資する学校
給食の役割は極めて大切と、さらに問題になっている
中国産の食材についても国内製品だけでは確保で
きないため一部輸入製品について引き続き使用しま
すが、安全、安心の確保に努めていくと述べられて
おります。国内製品で間に合わないものには、どの
ような食材があるのでしょうか。また、国内産ある
いは地元や近隣などからの調達で給食を賄うことが
できないのでしょうか。環境問題から考えてみまし
ても、輸送に遠くの国外よりエネルギーをかけ、輸
入製品の調達をする方法より、現実には食材のそろう
もので学校給食は考えられないのでしょうか。食材
については地産地消、また食育の重要性からも、地
元や道内、または国内含め、教育長のご見解をお伺
いいたします。

1回目終わります。

○議長（鎌田恒彰君） 高尾市長。

○市長（高尾弘明君） お答えを申し上げます。

最初に、①の今後の財政の健全運営についてで
ございますが、ご承知のとおり本市ではこれまであか
びらスクラムプラン並びに赤平市財政健全化計画に
基づきまして、市民や議会、そして職員にとりまし
ても大変大きな痛みを伴いながら、極めて厳しい改
革に協力をいただいてきた経過もございますだけに、
新たな改革を見出すにも限界がありまして、正直申
上げまして、私自身財政再生団体入り回避に対す
る不安がなかったわけではございません。今回赤平
市財政健全化計画の改訂版を策定することができま
したのは、何といたしましてはこれまで行ってまい
りました聖域なき改革を軸といたしまして、退職者
を含む市職員、そして議員などの人件費の大幅な削減
に対する協力があってからでございます。しかし、
これらの新たな改革をもってしても、なおかつ自助
努力だけでは再生団体基準の比率をクリアするこ
とができない状況でございました。そうした中にあり
ましただけに、国によります公立病院特例債、さら
に道の短期貸付金の低利融資による一時借入金利息

の軽減が図られたことは、財政再生団体入り回避を現実のものとする貴重な支援であるというふうに認識をいたしております。改訂版が策定されました今プランを着実にし遂げるための努力は当然必要ですが、引き続きさらなる改革につきましても検討してまいらなければなりません。改めて私の決意ということですが、何度も申し上げておりますが、私自身市民や議会、職員のこれまでの懸命な努力を決して無にすることなく、こうした皆さんの気持ちをしっかりと受けとめ、財政再生団体入りは絶対に回避する決意で全精力を傾注してまいりたいということを改めて申し上げさせていただきたいと思っております。

次に、②の歳入確保の考え方についてでございますが、お話にございましたように地方自治法の一部改正によりまして、行政財産の貸付範囲が拡大され、民間への貸し付けも可能となったところでございます。昨年空知管内におきましては、岩見沢市と三笠市が公有財産規則や条例の改正を行っておりますが、三笠市につきましては改正に基づく実績はないというふうにお聞きをしております。このたびの改正内容につきましては貸し付けのための条件がございまして、1つは用途または目的を妨げない限度によるもの、2つ目として使用期間が長期にわたると想定されるものと、この2つの条件によって借地借家法が適用されるものでございます。現在本市におきましては、赤平市公有財産規則によりまして、目的外使用として1年以内の貸し付けが可能となっておりますが、このたびの地方自治法の改正に伴いまして、歳入確保の観点から民間等も含め、長期的に貸し付けできる範囲の拡大について検討させていただきたいというふうに思います。なお、庁舎の利用のお話もございましたが、確かに職員減少の影響もありまして、空きスペースが目立ち始めている状況であります。いわゆる壁のないオープンスペースがほとんどでありまして、個人情報保護をしなければならぬという課題もございまして、今後の機構の廃止等の推移を見ながら、公益財産としての管理や美観を

損なわない範囲の中で規則の改正等を含め、検討させていただきたいというふうに思います。それから、ボトルウォーター、水の販売の件がございましたが、幌岡の市有林にそうした水がわき出ているということも私も聞いております。承知はしておりますが、一方では水質や水利権などさまざまな課題が予想されまして、こうした事業は要は私はやはり民間の手によって実現させていただきたいと、そんなふうにご期待をされているところでございます。それから、都市公園につきましても都市公園の活用のお話もございましたが、都市公園につきましても承知のように災害時の一時避難場所にも指定されており、また都市公園法に基づく制約もございまして、現状としては民間への貸し付けはなかなかできないという状況はご理解いただきたいと思います。それから次に、ふるさと納税につきましても税、寄附、寄附金、いろんな方法があるのですが、いずれの観点から業務に適するかの判断をいたしまして、ワンストップ窓口を基本に体制を整備すると同時に、制度内容や赤平市の実情についてPRしてまいりたいというふうにご期待をしております。それから、病院関係、医師住宅、それから医療機器等の売却、貸し出しということもございまして、赤平市としては財産については売却ということを優先にしておりますので、こういうことでひとつ検討させていただきたいと思っております。いずれにいたしましても、財政危機という、この不幸な事態から当市の知名度が高くなったということは残念ながら事実でございまして、逆転の発想に立って、歳入確保に向けて発信していくことも必要なことであるというふうにご期待をしておりますので、ご理解いただきたいと思います。

次に、③の行政サービスについてでございますが、現在の厳しい財政状況につきましてもこれまでもお話をさせていただいたところであり、また職員の削減に関しましても当初の予測を超える退職者が出ている状況でございます。このような現状を考えると、職員の減少が行政サービスの低下につながるのではないかと市民の皆様のご心配は当然のこと

と私も受けとめておりますが、機構改革による事務の効率化、あるいは職員のさらなる意識の高揚によりまして、行政サービスが著しく低下をしないよう努力してまいりたいと思います。そこで、各種手続が最も多い3月、4月に行政サービスの一環として一定期間窓口業務を実施してはどうかというご提言でございますが、窓口ではいろんなことがあるといえます。移動の届け出、それから戸籍、住民票の交付、また健康保険や介護保険、福祉関係の手続、さらに公営住宅や水道、保育所、幼稚園、そして小中学生などの学校手続と、主なものでありますが、さまざまな手続があると思われませんが、これらの諸手続がすべてできるようになりますと、行政サービスの当然向上にもつながるものではございますが、そのためにはかなり広い範囲での担当者の休日出勤ということが必要となっております。したがって、残念ながらことではありますが、現在のこの財政状況から新たな予算を伴う行政サービスというのは当面なかなか難しいとは考えておりますが、しかし余り予算がかからないとするならば、この実施について当然市民の皆さん方の利便が向上されるということでもございますので、3月、4月の一定期間の土日の開庁につきまして、市民の皆さん方の声あるいは担当部局の意見、その効果などなども総合的にひとつ検討させていただきたいというふうに思っております。

次に、④の病院事業の今後についてであります。絞ってのご質問でございます。病院事業管理者の配置及び看護師の副院長への登用についてということでございますが、おっしゃっていただいたように市立病院におきましては地方公営企業法の一部を適用し、現在運営をいたしております。そこで、地方公営企業法を全部適用し、病院経営に対する責任と権限を持たせた中で、病院の運営に当たる病院事業管理者の配置も必要なことと考えますが、しかし現状経営状況が極めて厳しい中での配置というのは、正直申し上げまして、経営に関する課題も大変多く、現時点ではなかなか難しいことではないかというふうに思います。ただ、今後収支状況がある程度改善

されました段階では、こうした管理者の配置も考えられるところでございますが、今後この市立病院のあり方について、中期的、長期的なあり方について引き続き検討することになっておりますので、当然この中では今後病院の経営主体をどうするかという、この根本的なことも一方ではやはり検討していかねなければならないと思っております。こういう中でひとつこの問題についても検討してまいりたいと思いません。また、看護師の副院長職への登用につきましても、患者に対し、身近に接する機会の多い看護師が登用される効果は大きいものと考えますが、これもあわせて、ひとつ今後の課題とさせていただきたいと思いません。

次に、5点目の少子化対策についてでございますが、近年高齢やストレス等を抱える妊婦が増加傾向にあり、また健康診査を受診しない妊婦も見られ、母体や胎児の健康の確保を図る上で妊婦健康診査の必要性、重要性が高まっております。また、少子化対策の一環といたしまして、妊娠中の健診費用の負担軽減が求められており、妊婦健康診査におきましては自治体の公費負担を充実させるよう、その必要が指摘されているところでございます。平成19年度より妊婦健康診査を含めた少子化対策について地方財政措置がされ、経済的理由などから受診をあきらめる方が出ないように5回程度の公費負担を実施することが望ましいという、こういう通達が生労働省から出されているということは私たちも承知をいたしております。本市におきましては公費負担による妊婦健診はご指摘のように今までは1回でありましたが、こうした通達を受け、5回の公費負担も検討してまいりましたが、今さら言うまでもない厳しい状況を踏まえまして、20年度につきましては2回の公費負担というふうに決定をさせていただいたところでございます。ただ、この2回の公費負担であります。妊婦の経済的負担を少しでも軽減させるということを考慮いたしまして、5回の健診のうち健診料金の高い、いろいろ健診によって値段が違うのであります。健診料金の高い妊娠8週目と30週

目の健診について公費負担することとし、国が示す5回の健診費用総額に対し、2回ではありますが、費用としては約7割を、この2回を公費負担することで20年度は措置をさせていただきたいと思っております。21年度以降につきましては、十分市の財政状況を見ながら、公費負担の拡充について検討させていただきたいというふうに考えているところでございます。ご理解いただきたいと思います。

6点目の地域福祉についてでございますが、当市では20年3月現在65歳以上の高齢者の方は人口の36.1%を占めておりまして、その中でも単身の世帯、さらに2人世帯を合わせますと、高齢者全体の60%、約6割が単身もしくは2人世帯という非常に高い率となっております。そこで、住みなれた地域で安心して暮らすことができるために大切なことは、行政はもとより地域と行政との連携のとれた支え合い、見守り体制の確立だと考えております。そのために各地域においてサポーターとして登録をしていただき、独居高齢者の自宅を訪問していただくことで、一人で抱えていた悩み事などを地域で解決したり、行政に伝達したり、その対応策や支援方法などを地域で考えるシステムとして、スクラムプランでも盛り込んでおりますが、独居高齢者サポート、これを20年度中にはそのシステムづくりをぜひ進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。また、安心ネットという高齢者の虐待についての情報ネットワークをスタートさせておりますが、引き続き本年はより一層こうしたネットワークについて市民の皆様浸透するよう積極的に周知を図ってまいりたいと思っております。また一方、要援護者が周りからどう支援を受けるかお話もございましたが、自身みずからが助けてと言える環境づくり、意識づくりが必要と言えます。助けられ上手は助け上手と、要援護者同士での助け合いを既に行っている方々や地域住民が生活面での接点の中でできるボランティアをお願いすることによって、行政は側面的にサポートし、地域の支え合いは住民流の高齢者福祉を進めていくことも大切なことと思っております。他自治体での

お話もございました。助け合い起こしの運動は、住民の助け合いの輪の中に入ることで、いることで自然に自立意欲がわいてくるものでありまして、助け合いの中では助けられるだけではなく、自分も何らかの活動をしなければならない、これが本人をしつかりとさせる、自立させるという精神であり、このような考え方を取り入れながら、進めてまいりたいと考えております。これからもお世話する側と助けてもら側、そして公的関係機関の意識と方向性が一致をし、心温まる、ともに支え合う地域社会の創造となるような高齢者施策の実施に向け、努力してまいりたいと思っております。

最後に、⑦の環境問題についてお答えいたします。今世界では、地球温暖化を初め、環境問題が大きく取り上げられ、7月の北海道洞爺湖サミットでも主要テーマとして議論されるようになってございます。近年は、異常気象が原因とも言われる災害が多発しており、その影響は確実に私たちに向かっていていると感じる今日でございます。そこで、北海道が策定いたしました環境基本計画では、地球の保全、エネルギーの有効活用、廃棄物対策とリサイクルの推進、自然環境の保全や野生生物の保護、さらには公害、化学物質対策や森林保全などその内容は多岐にわたっており、市町村における役割と、その推進への期待も記述をされております。また、このことを受けまして、地球温暖化対策にかかわる地域推進計画策定に関する市町村の状況でございますが、道内35市中札幌、富良野、石狩市、この3市におきましてその計画が策定されております。ご質問ございました環境対策は、一人一人が実践して初めて大きな効果を生むものであり、市といたしましては市民の皆様が身近に実現することができますマイバッグ運動などによるごみの減量化や、電気や水道水の節約による資源の有効活用、あるいはアイドリングストップ運動によるエネルギーの節約など広報活動はもとより地域住民や各団体、そして企業や商店などのかかわりの中でご協力を求めてまいりたいと考えております。さらに、これらの環境対策を確実に、そして継

続的に進めていくことが重要であるという認識から、そのための環境保全に向けた計画づくりにつきましても今後十分検討してまいりたいと考えております。ご理解いただきたいと存じます。

以上で答弁を終わらせていただきます。

○議長（鎌田恒彰君） 渡邊教育長。

○教育長（渡邊敏雄君） ご質問について順次お答えをさせていただきたいと思えます。

初めに、学校支援の考え方についてであります。改訂学習指導要領による授業時数の増加の考え方については、議員が今ご指摘のとおり習得した基礎的、基本的な知識、技能を活用する学習活動の充実を図り、観察や実験などを通じた体験活動を重視するためのものであるというふうに考えます。また、改訂学習指導要領においては教師が子供と向き合う時間の確保や効果的、効率的な指導のための条件整備もうたっております。地域全体で学校を支援する体制の整備や、学校や教師を支えるための教育行政のあり方についても指摘されているところであります。そこで、議員ご指摘の学校支援地域本部の設置については、そうした考え方から具体的に提起されていることは私も承知をしているところでありますが、本市にあっては私の就任以来地域とともに、そして信頼される赤平の教育の創造ということをテーマに取り組んできたところであり、学校が地域に開かれ、学校を取り巻くさまざまな人たちがこの学校を支援し、教育効果を高めていくことは、子供の安心、安全を確保する面からも極めて私は重要な取り組みだというふうに考えているところであります。学校として今後どのような教育計画を立てて実行するか、また行政としてはそうしたことに向けてどのような条件整備が必要なのか、今後とも引き続き検討してまいりたいというふうに考えているところであります。

2つ目、教育課程の編成についてであります。まず徳育についての私の考え方ということでありませう。基本的には、子供たちが基本的な生活習慣を確立させて、社会生活を送る上で人間としての最低限の

規範意識を確実に身につけさせることが私は重要だと。そのためには、発達段階に応じた指導や体験を重視して、自他の生命を尊重する態度、そして社会のルールを守ると、何よりも主体的に物事を判断して適切に自分で行動できる人間を育てることが私は徳育のねらいとするところではないかというふうに考えています。次に、知育、徳育、体育の調和のとれた教育課程の編成を図ると執行方針で述べている点についてより具体的にということですが、知育、徳育、体育のそれぞれの考え方については既にご存じのことと思えます。ここでは、調和のとれた教育課程の編成に絞ってお答えをさせていただきたいと思えます。教育課程というのは、これはそれぞれの学校が学習指導要領を踏まえて、そして子供たちの発達段階や地域の特性といったものを考慮しながら、この作成する学校における年間の教育指導計画ということでありませう。したがって、各学校で教育課程を作成する際には、まず学習指導要領で示されている内容、すなわち教科、特別活動、そして道徳、さらに総合的な学習の時間を偏りがなく、バランスを配慮して、そして年間の教育活動が展開されるようにすることが求められている。そのことによって、子供たちの全面発達を促していくということから、言葉としては知育、徳育、体育の調和のとれた教育課程の編成という言葉を使って、そういうふうに表示をしているのであるということでご理解をお願いしたいと思えます。

次に、学校給食についてであります。ご質問にありました国内製品で間に合わないものにはどのような食材があるかということでありませうけれども、例えばカレーなどの香辛料や加工品の具材の一部にも中国産の食材が入っておりますし、豆腐の材料である大豆にも外国産の食材が使われているというのが現状であります。それらの要因としては、さきの議員にもお答えしましたが、食材全体の日本における自給率の低さというものが挙げられますが、さらにまた1年を通して国内産だけでは賄えないという食材もあるということが要因の一つであると考えら

れます。また、価格の面から見ましても国内産と外国産の食材を比べると2倍以上の差があるということであり、国内産のみを食材として使用するというのは極めて厳しい、こういった状況から極めて厳しい状況であるというふうに思います。本市においては、これもさきの議員にお答えしましたが、既に地産地消の観点から赤平産のお米だとか、野菜、またJAたきかわ女性部によります手づくりみそ等の食材を使用しているところがございますが、それらの食材の継続と拡大については安心、安全な食材の確保と提供との、食育の重要性から見ましても、できる限り地元、そして道内産、国内産の食材を求めることに、こういった状況ですけれども、努力をしまいにしたいと考えているところであります。ぜひご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（鎌田恒彰君） 五十嵐美知さん。

○1番（五十嵐美知君）〔登壇〕 ただいま市長と教育長よりそれぞれ項目に沿ってお答えいただきましたが、さらにもう少しお聞きしたいものもありますけれども、あしたから予算審査もありますので、その場でまたさらに伺っていききたいと思います。

最後に、市長、病院事業に関してだけちょっとご意見として申し上げたいのですが、病院の立て直しは欠かせないものとして、何といたっても患者本位の医療を提供する。また、接遇にしても同様であると思います。特に患者さんやその家族と接触、直接向き合う機会の多い看護師さんやそのほかスタッフの皆さんは、病院という組織の中で長い間ともに仕事をしてくるほかの機関を見ていない分、同じところには意識改革といってもそれほど変わらないのではないかと思います。そこで、少し違った風を入れるということから、看護師の副院長には経営感覚と信頼の置ける外部からの登用も含めて、早い段階でぜひ、市長、取り組んでいただきたいということを申し上げておきたいと思います。

以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（鎌田恒彰君） 以上をもって一般質問を終

了いたします。

○議長（鎌田恒彰君） 日程第4 議案第92号平成20年度赤平市一般会計予算を議題といたします。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（鎌田恒彰君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第92号については、さきに設置した予算審査特別委員会に付託の上、審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（鎌田恒彰君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第92号については予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決しました。

○議長（鎌田恒彰君） 日程第5 議案第93号平成20年度赤平市国民健康保険特別会計予算、日程第6 議案第94号平成20年度赤平市老人保健特別会計予算、日程第7 議案第95号平成20年度赤平市後期高齢者医療特別会計予算、日程第8 議案第96号平成20年度赤平市土地造成事業特別会計予算、日程第9 議案第97号平成20年度赤平市下水道事業特別会計予算、日程第10 議案第98号平成20年度赤平市霊園特別会計予算、日程第11 議案第99号平成20年度赤平市用地取得特別会計予算、日程第12 議案第100号平成20年度赤平市介護サービス事業特別会計予算、日程第13 議案第101号平成20年度赤平市介護保険特別会計予算、日程第14 議案第102号平成20年度赤平市水道事業会計予算、日程第15 議案第103号平成20年度赤平市病院事業会計予算を一括議題といたします。

これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（鎌田恒彰君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第93号、第94号、第95号、第96号、第97号、第98号、第99号、第100号、第101号、第102号、第130号については、さきに設置した予算審査特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(何事か言う者あり)

○議長(鎌田恒彰君) 失礼しました。「第130号」と言ったようではありますが、「第103号」であります。もう一度、103号からについて申し上げます。

第103号については、さきに設置した予算審査特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(鎌田恒彰君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第93号、第94号、第95号、第96号、第97号、第98号、第99号、第100号、第101号、第102号、第103号については予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決しました。

○議長(鎌田恒彰君) お諮りいたします。

委員会審査のため、あす14日から20日までの7日間休会いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(鎌田恒彰君) ご異議なしと認めます。

よって、あす14日から20日まで7日間休会することに決しました。

○議長(鎌田恒彰君) この際、ご報告いたします。

さきに設置されました予算審査特別委員会の正副委員長が決定いたしました。

委員長に獅畑輝明君、副委員長に北市勲君が選任されましたので、ご報告いたします。

○議長(鎌田恒彰君) 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

(午後 2時55分 散会)

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員 (番)

署 名 議 員 (番)